

個人の方が 上場株式等を保有・売却した場合の 金融・証券税制について

譲渡損益

配当所得と損益通算
繰越控除(3年間)

特定口座

配当受入可
申告不要可

NISA
(非課税口座)

配当所得非課税
譲渡益非課税

上場株式等の売却

上場株式等の配当等

選択

選択

一般口座

簡易申告口座

源泉徴収口座

非課税口座

ご自分で年間の
譲渡損益を計算
(株式等に係る譲渡所得等
の金額の計算明細書)

金融商品取引業者等が
年間の譲渡損益を計算
(特定口座年間取引報告書)

金融商品取引業者等が
年間の譲渡損益・配当所得
(譲渡損と通算)を計算
(特定口座年間取引報告書)

選択

確定申告
(申告分離課税)

譲渡益×20%
(所得税15%、住民税5%)

配当所得×20%
(所得税15%、住民税5%)
※配当控除なし

- ・譲渡損と配当所得との損益通算
- ・譲渡損の繰越控除(3年間)

確定申告
(総合課税)

配当所得を含む
総所得金額
×累進税率
(所得税5~40%)
住民税10%
※配当控除あり

申告不要

(源泉徴収
のみで終了)

非課税

- ・配当所得…非課税
- ・譲渡益…非課税

(年間投資額：100万円上限)
(非課税期間：最長5年間)

(注) 平成25年から平成49年までの間に生ずる所得についての所得税の確定申告や源泉徴収の際には、このパンフレットに掲載の所得税のほか、復興特別所得税(原則として所得税額の2.1%)が課されます。

平成26年10月

国税庁

この社会あなたの税がいきている

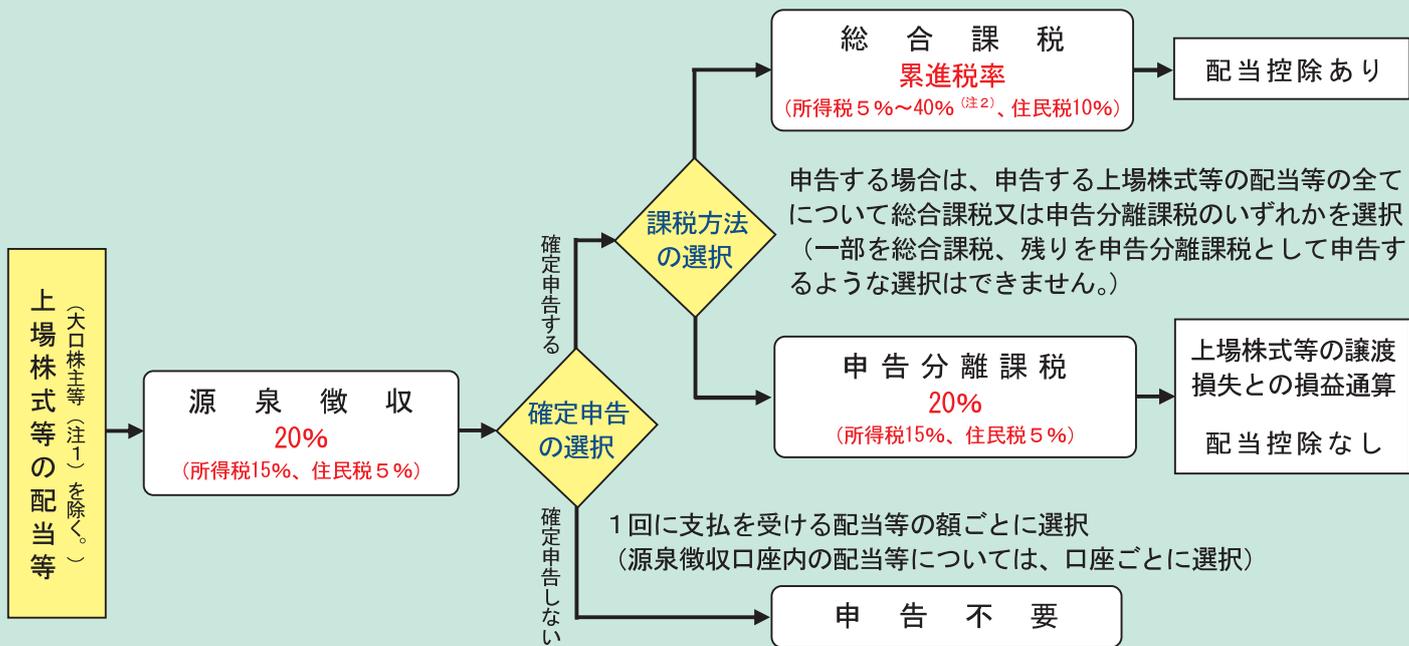
制度の概要

1 上場株式等の配当等を受けた場合の課税関係

平成26年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等（大口株主等^{（注1）}が支払を受けるものを除きます。以下同じです。）については、その支払の際に**20%**（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収がされます。

平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得について**申告する場合は、総合課税又は申告分離課税を選択**することができます。なお、この場合、申告する上場株式等の配当等の**全て**について**総合課税又は申告分離課税のいずれかを選択**する必要があります。

また、**1回に支払を受ける配当等の額ごと**に申告しないこと（**申告不要**）を**選択**することもできます（源泉徴収口座内の配当等については、口座ごとに選択）。



（注1） 「大口株主等」とは、その株式等の保有割合が発行済株式等の総数等の3%以上である株主等をいいます。
 （注2） 平成27年分以後の所得税の累進税率は5~45%となります。

2 株式等を売却した場合の所得金額及び所得税額（住民税額）の計算

株式等の売却による所得金額及び所得税額（住民税額）は、次のように計算します。

(1) 所得金額の計算

$$\text{売却価額} - (\text{取得費} + \text{委託手数料等}) = \text{所得金額}$$

【取得費】

株式等の取得費は、その購入価額（購入手数料等を含みます。）となりますが、**同一銘柄の株式等を2回以上にわたって購入している場合には、次のように総平均法に準ずる方法**によって算出した**1株当たりの金額**に売却株数を乗じて計算した金額が、その取得費の金額となります。

【取得費の計算の具体例】

①	平成26年4月	購入	1,000株	100万円（取得価額）
②	平成26年8月	購入	2,000株	230万円（取得価額）
$\frac{100\text{万円} + 230\text{万円}}{1,000\text{株} + 2,000\text{株}} = 1,100\text{円（1株当たりの金額）}$				
$1,100\text{円} \times \text{売却株数} = \text{取得費の金額}$				

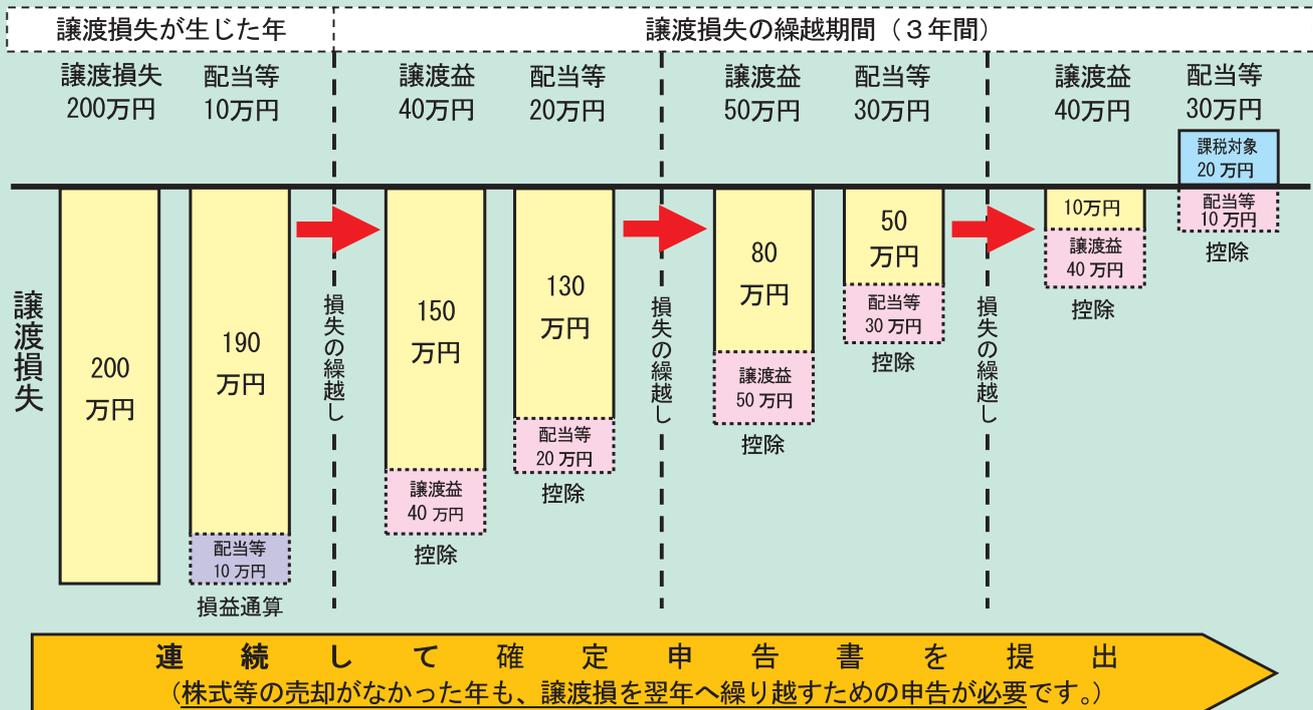
(2) 所得税額（住民税額）の計算

$$\text{所得金額（譲渡益）} \times \text{所得税15\%（ほかに住民税5\%）} = \text{所得税額（住民税額）}$$

3 上場株式等の譲渡損失に係る損益通算及び繰越控除

平成21年分以後の各年分において**上場株式等**を金融商品取引業者等を通じて**売却**したことにより生じた**譲渡損失の金額**は、**確定申告**により、その年分の上場株式等に係る**配当所得の金額**（**申告分離課税**を選択したものに限り、以下同じです。）と**損益通算**ができます。

また、損益通算してもなお**控除しきれない譲渡損失の金額**については、**翌年以後3年間**にわたり、**確定申告**により株式等に係る**譲渡所得等の金額**及び上場株式等に係る**配当所得の金額**から**繰越控除**できます。



4 特定口座制度

特定口座には、次のとおり、**簡易申告口座**と**源泉徴収口座**の2種類があり、金融商品取引業者等に**特定口座**を開設した場合、その**特定口座内**における**上場株式等の売却**による所得の金額については、**他の株式等の売却による所得と区分して計算**します。なお、この計算は**金融商品取引業者等**が行います。

(1) 簡易申告口座

簡易申告口座とは、金融商品取引業者等から送られてくる**特定口座年間取引報告書**により、**簡便に申告**を行うことができる口座のことをいいます。

(2) 源泉徴収口座

源泉徴収口座とは、**特定口座内で生じる所得**に対して**源泉徴収**（20%（所得税15%、住民税5%））することを選択することにより、その特定口座における**上場株式等の売却**による所得を**申告不要**とすることができる口座のことをいいます。

なお、金融商品取引業者等を通じて支払を受ける**上場株式等の配当等**については、その金融商品取引業者等に開設している**源泉徴収口座**に受け入れることができます。

また、上場株式等の配当等を受け入れた源泉徴収口座内に上場株式等を売却したことにより生じた**譲渡損失の金額**があるときは、**上場株式等の配当等の額の総額**からその**上場株式等を売却したことにより生じた譲渡損失の金額**を**控除**（損益通算）した金額を基に源泉徴収税額が計算されます。

◆ 源泉徴収口座における留意点 ◆

- 源泉徴収口座における**上場株式等の売却**による所得又はその源泉徴収口座に受け入れた**上場株式等の配当等**に係る**配当所得**を申告するかどうかは**口座ごと**に選択できます（**1回の売却ごと**、**1回に支払を受ける配当等ごと**の選択はできません。）。
- 源泉徴収口座における**上場株式等の売却**による所得とその源泉徴収口座に受け入れた**上場株式等の配当等**に係る**配当所得**のいずれかのみを申告することができます。ただし、**源泉徴収口座の譲渡損失の金額を申告する場合には、その源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等に係る配当所得も併せて申告しなければなりません。**
- 源泉徴収口座における**上場株式等の売却**による所得又は**配当所得**を**申告した後に**、その源泉徴収口座における**上場株式等の売却**による所得又は**配当所得**を**申告しないこととする変更はできません。**また、源泉徴収口座における**上場株式等の売却**による所得の金額又は**配当所得の金額**を含め**ないで申告した後に**、その源泉徴収口座における**上場株式等の売却**による所得又は**配当所得**を**申告することとする変更もできません。**

5 NISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）

NISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）は、**20歳以上（口座開設の年の1月1日現在）**の居住者等を対象として、**平成26年から平成35年までの間に、年間100万円を上限**として非課税口座^{（注1）}で取得した上場株式等の配当等^{（注2）}やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益が、非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から**最長5年間（非課税期間）**非課税となる制度^{（注3）}です。

非課税対象	非課税口座内の少額上場株式等の配当等、譲渡益
開設者（対象者）	口座開設の年の1月1日において20歳以上の居住者等
口座開設可能期間	平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間
非課税管理勘定設定数	各年分ごとに1非課税管理勘定のみ設定可（平成27年1月1日以後、一定の手続の下で、各年分ごとに金融商品取引業者等の変更可）
非課税投資額	1非課税管理勘定における投資額（①新規投資額及び②継続適用する上場株式等の移管された日における終値に相当する金額の合計額）は100万円を上限 ※ 未使用枠は翌年以後繰越不可
非課税期間	最長5年間、途中売却可（ただし、売却部分の枠は再利用不可）
非課税投資総額	最大500万円（100万円×5年間）

（注1） この非課税措置の適用を受けるためには、事前に金融商品取引業者等に「非課税適用確認書の交付申請書」、「非課税口座開設届出書」、基準日（平成25年1月1日）における住所を証する「住民票の写し」などの書類を提出して、非課税口座を開設し、非課税管理勘定を設定する必要があります。

（注2） 非課税の対象となる上場株式等の配当等は、非課税口座を開設する金融商品取引業者等を経由して交付されるものに限られ、上場株式等の発行者から直接交付されるものは課税扱いとなります。

（注3） 非課税口座で取得した上場株式等を売却したことにより生じた損失はないものとみなされるため、他の上場株式等の配当等や譲渡益との損益通算や繰越控除をすることはできません。

平成28年1月からの金融所得一体課税の主な概要

平成28年1月1日以後、特定公社債^{（注1）}、公募公社債投資信託等（以下「特定公社債等」といいます。）の利子や売却などによる所得が申告分離課税（20%（所得税15%、住民税5%））の対象とされ、これらの所得間、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り）及び譲渡所得等との損益通算並びに特定公社債等の譲渡損失の金額についての繰越控除ができることとされました。

【概要】

（現行）

《利子所得》

- ・ 公社債の利子
- ・ 公社債投信の収益分配金

源泉分離課税
（20%（所得税15%、住民税5%））

《非課税所得》

- 公社債、公社債投信の
- ・ 譲渡益
 - ・ 譲渡損

非課税

《株式等に係る譲渡所得等》

- 上場株式、公募株式投信の
- ・ 譲渡益
 - ・ 譲渡損

申告分離課税（20%（所得税15%、住民税5%））+損益通算

《配当所得》

- ・ 上場株式の配当
- ・ 公募株式投信の収益分配金

（平成28年1月以後）

《利子所得》

- ・ 特定公社債の利子
- ・ 公募公社債投信の収益分配金

《上場株式等に係る譲渡所得等》^{（注2）}

- 特定公社債、公募公社債投信、上場株式、公募株式投信の
- ・ 譲渡益
 - ・ 譲渡損

申告分離課税（20%（所得税15%、住民税5%））+損益通算

（注1） 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注2） 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、確定申告に関する情報などを提供しています。

国税に関するご相談・ご質問は電話相談センターをご利用ください。電話相談センターのご利用は、最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。